



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年11月25日火曜日 第2626号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

薬事法施行細則等の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 974

## 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 977

港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 977

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 978

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 978

指定障害福祉サービス事業者の指定..... ( " ) ... 978

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 978

道路の区域変更（一般国道 378 号）..... ( " ) ... 979

道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 979

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局八幡浜支局農村整備第一課) ... 979

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令..... (薬務衛生課) ... 979

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 996

政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 996

政治団体の解散の届出..... ( " ) ... 997

資金管理団体の届出..... ( " ) ... 997

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... ( " ) ... 997

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

薬事法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 薬事法施行細則等の一部を改正する規則

(薬事法施行細則の一部改正)

第1条 薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下「令」という。）及び<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則</u>（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可又は登録の更新申請書の提出期間)</p>	<p><b>薬事法施行細則</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>薬事法施行令</u>（昭和36年政令第11号。以下「令」という。）及び<u>薬事法施行規則</u>（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、<u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可更新申請書の提出期間)</p>

**第3条** 省令第23条第1項、第30条第1項、第114条の6第1項、  
第114条の13第1項、第137条の6第1項及び第185条第1項の規  
定による許可又は登録の更新申請書の提出は、許可又は登録の有  
効期間満了1箇月前までにするものとする。

第2号様式（第5条関係） 登録販売者試験受験申請書

省略	
省略	写真貼付欄 省略 省略
省略	
愛媛県収入証紙貼付欄	省略
省略	
注意事項	1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36 年厚生省令第1号。以下「省令」という。） 第159条の5第2項第1号から第4号までの いずれかに該当する者は、修了又は卒業を証 する書類 (2) 省令 第159条の5第2項第4号 又は第5号に該当する者は、実務経験（見 込）証明書（第3号様式） (3) 省略

注 省略

**第3条** 省令第23条及び第30条  
の規  
定による許可更新申請書 の提出は、許可 の有  
効期間満了1箇月前までにするものとする。

（届出済証）

**第7条** 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又  
は賃貸業の届出を受理したときは、別記第4号様式による管理医  
療機器販売業（賃貸業）届出済証（以下「届出済証」という。）  
を当該販売業者又は賃貸業者に交付する。

2 届出済証を交付された者は、これを営業所の見やすい場所に掲  
示しておかなければならない。

（届出済証の書換え交付）

**第8条** 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の記載  
事項に変更を生じたときは、知事にその書換え交付を申請するこ  
とができる。

2 前項の申請は、別記第5号様式による管理医療機器販売業（賃  
貸業）届出済証書換え交付申請書に届出済証を添えて知事に提出  
してしなければならない。

（届出済証の再交付）

**第9条** 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証を破  
り、汚し、又は失つたときは、知事にその再交付を申請するこ  
とができる。

2 前項の申請は、別記第6号様式による管理医療機器販売業（賃  
貸業）届出済証再交付申請書を知事に提出してしなければならない。  
この場合において、届出済証を破り、又は汚した管理医療機  
器の販売業者又は賃貸業者は、その届出済証を添えなければなら  
ない。

3 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、届出済証の再交付を  
受けた後、失つた届出済証を発見したときは、直ちにこれを知事  
に返納しなければならない。

第2号様式（第5条関係） 登録販売者試験受験申請書

省略	
省略	写真ちよう付欄 省略 省略
省略	
愛媛県収入証紙ちよう付欄	省略
省略	
注意事項	1・2 省略 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 薬事法施行規則 （昭和36 年厚生省令第1号 _____） 第159条の5第2項第1号から第4号までの いずれかに該当する者は、修了又は卒業を証 する書類 (2) 薬事法施行規則第159条の5第2項第4号 又は第5号に該当する者は、実務経験（見 込）証明書（第3号様式） (3) 省略

注 省略

第4号様式から第6号様式までを削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

**第2条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(登録販売者試験受験申請書)</p> <p><b>第5条</b> 省令第159条の5 _____ の申請書は、登録販売者試験受験申請書(別記第2号様式)によるものとする。</p> <p><b>第2号様式</b>(第5条関係) 登録販売者試験受験申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">1・2 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		省略	1・2 省略	注意事項		<p>(登録販売者試験受験申請書)</p> <p><b>第5条</b> 省令第159条の5 <u>第1項</u>の申請書は、登録販売者試験受験申請書(別記第2号様式)によるものとする。</p> <p><u>2 省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当することを証する書類は、実務経験(見込)証明書(別記第3号様式)によるものとする。</u></p> <p><b>第2号様式</b>(第5条関係) 登録販売者試験受験申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">1・2 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意事項</td> <td> <p><u>3 次に掲げる書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)第159条の5第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者は、修了又は卒業を証する書類</u></p> <p>(2) <u>省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当する者は、実務経験(見込)証明書(第3号様式)</u></p> <p>(3) <u>実務経験(見込)証明書に記載された薬局等の所在地等が県外の場合は、所在地等を管轄する都道府県知事等の薬局開設許可等を受けていたことを証する書類</u></p> </td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		省略	1・2 省略	注意事項	<p><u>3 次に掲げる書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)第159条の5第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者は、修了又は卒業を証する書類</u></p> <p>(2) <u>省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当する者は、実務経験(見込)証明書(第3号様式)</u></p> <p>(3) <u>実務経験(見込)証明書に記載された薬局等の所在地等が県外の場合は、所在地等を管轄する都道府県知事等の薬局開設許可等を受けていたことを証する書類</u></p>
省略													
省略	1・2 省略												
注意事項													
省略													
省略	1・2 省略												
注意事項	<p><u>3 次に掲げる書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)第159条の5第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者は、修了又は卒業を証する書類</u></p> <p>(2) <u>省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当する者は、実務経験(見込)証明書(第3号様式)</u></p> <p>(3) <u>実務経験(見込)証明書に記載された薬局等の所在地等が県外の場合は、所在地等を管轄する都道府県知事等の薬局開設許可等を受けていたことを証する書類</u></p>												

第3号様式を削る。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>別表</b>(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～10 省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>11 <u>削除</u></td> <td></td> </tr> </table>	1～10 省略		11 <u>削除</u>		<p><b>別表</b>(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～10 省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>11 <u>特例条例別表40の項第25号に規定する薬事法(昭和35年法律第145号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></td> <td> <p><u>薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第7条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の交付に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第8条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第9条第1項の規定に基づく管理</u></p> </td> </tr> </table>	1～10 省略		11 <u>特例条例別表40の項第25号に規定する薬事法(昭和35年法律第145号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u>	<p><u>薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第7条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の交付に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第8条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第9条第1項の規定に基づく管理</u></p>
1～10 省略									
11 <u>削除</u>									
1～10 省略									
11 <u>特例条例別表40の項第25号に規定する薬事法(昭和35年法律第145号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u>	<p><u>薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>規則第7条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の交付に関する事務</u></p> <p>(2) <u>規則第8条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>規則第9条第1項の規定に基づく管理</u></p>								

			医療機器販売業（賃貸業）届出済証の再 交付に関する事務
		(4) 規則第9条第3項の規定に基づく管理	医療機器販売業（賃貸業）届出済証の返 納の受理に関する事務
12～20	省略		

（愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部改正）

**第4条** 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（平成21年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回 収 理 由</th> <th>機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回 収 理 由	機 関	省略		飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	省略	省略		<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が2以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回 収 理 由</th> <th>機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は薬事法</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回 収 理 由	機 関	省略		飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は薬事法	省略	（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。		省略	
回 収 理 由	機 関																		
省略																			
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。	省略																		
省略																			
回 収 理 由	機 関																		
省略																			
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）又は薬事法	省略																		
（昭和35年法律第145号）の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。																			
省略																			

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第1299号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市川上町上泊、川上町川名津、川上町白石、真網代、穴井、横平、八代、布喜川、五反田、舌間、合田及び栗野浦地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜西南地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年11月26日から12月24日まで
- 縦覧場所  
八幡浜市役所八幡浜庁舎

**○愛媛県告示第1300号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2341番	延長 152.0メートル 幅員 29.0メートル
野 積 場	同 上	面積 8,347.5平方メートル

○愛媛県告示第1301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜医療福祉生活協同組合	デイサービス風花	愛媛県新居浜市萩生1061番地	平成26年10月1日	通所介護

○愛媛県告示第1302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新居浜医療福祉生活協同組合	デイサービス風花	愛媛県新居浜市萩生1061番地	平成26年10月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年11月25日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600324	合同会社語	西条市小松町妙口甲10番地4	渡 部 守	行動援護	居宅介護 かたらい	西条市小松町妙口甲10番地4	平成26年11月1日
3810500623	合同会社ブラネットワークス新居浜	新居浜市萩生1100番地2	伊 藤 久 門	就労継続支援A型	ブラネットワークス新居浜	新居浜市萩生1100番地2	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1304号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消した原因となった事実
(般-24)第11690号	平成24年8月30日	山本工業	山本嘉津芳	宇和島市野川甲1426-17	平成26年10月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-23)第12350号	平成23年8月24日	浦田建築	浦田 一郎	西予市城川町嘉喜尾204	平成26年10月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-22)第10837号	平成22年5月31日	吉村鉄工(株)	吉村 健藏	喜多郡内子町五十崎甲1928-16	平成26年10月8日	管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-25)第17266号	平成26年1月29日	(株)INABA	稲葉 規	大洲市新谷乙864-1	平成26年10月8日	土木工事業 ほ装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第13218号	平成22年10月31日	ムラカミ電気	村上 善一	宇和島市夏目町3-11-29	平成26年10月16日	電気工事業	建設業の廃止
(般-24)第12976号	平成25年2月6日	堀内建築	堀内 伸一	西予市三瓶町皆江1900	平成26年10月20日	建築工事業	建設業の廃止

( 般 - 22 ) 第15752号	平成22年 6月3日	上野電気(有)	上野 貴司	八幡浜市保内町川之石13 - 276 - 20	平成26年 10月31日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
--------------------	---------------	---------	-------	----------------------------	-----------------	---------	----------------

○愛媛県告示第1305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地73番5から 同字8番耕地50番5まで	旧	メートル 8.0~33.0	キロメートル 0.123	
			新	11.0~72.6	0.123	

○愛媛県告示第1306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地73番5から 同字8番耕地50番5まで	平成26年11月25日

○愛媛県告示第1307号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・川上地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年11月25日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・川上地区)計画書の写し
- (2) 八幡浜市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成26年11月26日から12月24日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所本庁

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(分掌事務)

第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)~(14) 省略

(15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関すること。

(16)~(24) 省略

省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)~(13) 省略

(14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に関すること。

(15)~(22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。

(1)~(6) 省略

(7) 別表企画課の表15の部に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務(同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)

(8)~(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長, 主幹). Rows include 企画課 1~14 省略 and 15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)...

(分掌事務)

第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)~(14) 省略

(15) 薬事法

(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関すること。

(16)~(24) 省略

省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)~(13) 省略

(14) 薬事法

、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に関すること。

(15)~(22) 省略

省略

(事務の委任)

第4条 省略

2 松山市の区域における次に掲げる事務は、中予保健所長に委任する。

(1)~(6) 省略

(7) 別表企画課の表15の部に掲げる薬事法

の施行に関する事務(同部4の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)

(8)~(13) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (所長, 課長, 主幹). Rows include 企画課 1~14 省略 and 15 薬事法 (昭和36年政令第11号)...

性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第7項）					施行規則												
	(2) 開設の許可の更新（第4条第4項、政令第1条の4）					(2) 開設の許可の更新（第4条第4項、政令第44条）												
	(3)～(15) 省略					(3)～(15) 省略												
	(16) 取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条）					(16) 取扱処方せん数の届出の受理（政令第2条）												
	(17) 許可証の書換え交付（政令第1条の5第1項）					(17) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）												
	(18) 許可証の再交付（政令第1条の6第1項）					(18) 許可証の再交付（政令第46条第1項）												
	(19) 許可証の返納の受理（政令第1条の6第3項、第1条の7）					(19) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）												
	(20) 許可台帳の備付け（政令第1条の8）					(20) 許可台帳の備付け（政令第48条）												
	2 薬局製造販売医薬品に関すること。					2 薬局製造販売医薬品に関すること。												
	(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略												
	(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第1項）					(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第1項、省令第25条第3項）												
	(4)～(8) 省略					(4)～(8) 省略												
	(9) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項、第81条、政令第80条第1項、省令第16条第4項、第99条第4項）					(9) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項、第81条、政令第80条第1項、省令第16条第4項、第99条第3項）												
	(10) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第2項、第81条、政令第80条第1項）					(10) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第2項、第81条、政令第80条第1項、省令第16条第4項、第100条第3項）												
	(11)～(19) 省略					(11)～(19) 省略												
	(20) 回収の報告の受理（第68条の11、第81条、政令第80条第1項）					(20) 回収の報告の受理（第77条の4の3、第81条、政令第80条第1項）												
	(21)～(29) 省略					(21)～(29) 省略												
	3～5 省略					3～5 省略												
	6 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。					6 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。												
(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略													



	(3) 高度管理医療機器等営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第39条の2第2項ただし書）				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	(6) 省略				
	(7) 省略				
	(8) 省略				
	(9) 省略				
	(10) 省略				
	(11) 省略				
	(12) 省略				
	(13) 省略				
	7 管理医療機器の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事。				
	(1) 届出の受理（第39条の3第1項_____）				
	(2)~(4) 省略				
	8・9 省略				
16~21 省略					
備考	省略				

	(3) 省略				
	(4) 省略				
	(5) 省略				
	(6) 省略				
	(7) 省略				
	(8) 省略				
	(9) 省略				
	(10) 省略				
	(11) 省略				
	(12) 省略				
	7 管理医療機器の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事。				
	(1) 届出の受理（第39条の3第1項、薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号。以下この部において「細則」という。）第7条第1項）				
	(2)~(4) 省略				
	(5) 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の書換え交付（細則第8条第1項）				—
	(6) 管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の再交付（細則第9条第1項、第3項）				—
	8・9 省略				
16~21 省略					
備考	省略				

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第5（第4条関係）							別表第5（第4条関係）						
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
薬務	1 医薬品、医	1 省略					1 薬事法	1 省略					
		2 配置販売業に関する事。						2 配置販売業に関する事。					

衛生課	療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	(1) 許可（第24条第1項、第30条第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第44条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第1条第7項、第148条第3項）								衛生課	_____	(1) 許可（第24条第1項、第30条第1項、 <u>薬事法施行令</u> _____（以下この部において「政令」という。）第44条、 <u>薬事法施行規則</u> _____の施行に関する事務 _____（以下この部において「省令」という。）第1条第7項、第148条第3項）								
		(2)～(15) 省略											(2)～(15) 省略							
	3 卸売販売業に関すること。												3 卸売販売業に関すること。							
	(1)・(2) 省略												(1)・(2) 省略							
	(3) 医薬品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第35条第3項ただし書）												(3) <u>営業所管理者</u> の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第35条第3項ただし書）							
	(4)～(6) 省略												(4)～(6) 省略							
	(7) 医薬品営業所管理者の変更命令（第73条）												(7) <u>営業所管理者</u> の変更命令（第73条）							
	(8)・(9) 省略												(8)・(9) 省略							
	(10) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項 _____）												(10) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項、 <u>薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第45条第1項）</u>							
	(11) 許可証の再交付（政令第46条第1項 _____）												(11) 許可証の再交付（政令第46条第1項、 <u>旧政令第46条第1項）</u>							
(12) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条 _____）											(12) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条、 <u>旧政令第46条第3項、第47条）</u>									
(13) 許可台帳の備付け（政令第48条 _____）											(13) 許可台帳の備付け（政令第48条、 <u>旧政令第48条）</u>									
(14) 医薬品営業所管理者の知識経験の認定（省令第154条第1項第1号二、第2号二）											(14) <u>営業所管理者</u> の知識経験の認定（省令第154条第1項第1号二、第2号二）									

<p>4 既存配置販売業者に関する こと。</p>										
<p>(1) 許可（第24条第1項、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の薬事法第30条第1項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第44条第1項）</p>										
<p>(2)～(16) 省略</p>										
<p>5 省略</p>										
<p>6 再生医療等製品の販売業に関すること。</p>										
<p>(1) 許可（第40条の5第1項、政令第44条、省令第1条第7項、第196条の2第3項）</p>										
<p>(2) 許可の更新（第40条の5第4項、政令第44条）</p>										
<p>(3) 再生医療等製品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第40条の6第2項ただし書）</p>										
<p>(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条の7第1項、省令第16条第4項、第196条の12第2項）</p>										
<p>(5) 構造設備の改善命令等（第72条第4項）</p>										
<p>(6) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）</p>										
<p>(7) 再生医療等製品営業所管理者の変更命令（第73条）</p>										
<p>(8) 許可の取消し等（第75条第1項）</p>										
<p>(9) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）</p>										
<p>4 既存配置販売業者に関する こと。</p>										
<p>(1) 許可（第24条第1項、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の薬事法第30条第1項、改正政令</p>										
<p>_____ 附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令（以下この項において「旧政令」という。）第44条第1項）</p>										
<p>(2)～(16) 省略</p>										
<p>5 省略</p>										

(10) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）					—														
(11) 許可証の再交付（政令第46条第1項）					—														
(12) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）					—														
(13) 許可台帳の備付け（政令第48条）					—														
(14) 再生医療等製品営業所管理者の知識経験の認定（省令第196条の4第4号）					—														
7 医薬品（体外診断用医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品及び化粧品_____の製造販売業又は製造業に関する事。																			
(1)・(2) 省略																			
(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第2項_____）																			
(4) 省略																			
(5) 製造業の許可区分の変更又は追加の許可（第13条第5項から第7項まで、第81条、政令第80条第2項）																			
(6)～(11) 省略																			
(12) 製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書、第17条第4項、第68条の16第2項、第81条、政令第80条第2項）																			
(13) 製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第1項、第81条、政令第80条第2項、省令第16条第4項、第99条第4項）																			
(14) 製造業の製造所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第2項、第81条、政令第80条第2項_____）																			
(15) 医薬品製造業の管理者の承認（第68条の16第1項、第81条、政令第80条第2項）																			
6 医薬品（_____薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関する事。																			
(1)・(2) 省略																			
(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、第81条、政令第11条第1項、第80条第2項、省令第25条第3項）																			
(4) 省略																			
(5) 製造業の許可区分の変更又は追加の許可（第13条第6項_____、第81条、政令第80条第2項）																			
(6)～(11) 省略																			
(12) 製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書、第17条第4項、第68条の2第2項、第81条、政令第80条第2項）																			
(13) 製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第1項、第81条、政令第80条第2項、省令第16条第4項、第99条第3項）																			
(14) 製造業の製造所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第2項、第81条、政令第80条第2項、省令第16条第4項、第100条第3項）																			
(15) 医薬品製造業の管理者の承認（第68条の2第1項、第81条、政令第80条第2項）																			



<p>(6) <u>製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第23条の2の16第1項、第81条、政令第80条第3項、省令第16条第4項、第114条の69第4項）</u></p>				—																		
<p>(7) <u>製造業の製造所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第23条の2の16第2項、第81条、政令第80条第3項）</u></p>				—																		
<p>(8) <u>登録認証機関に対する報告の徴収及び立入検査等の実施（第69条第5項）</u></p>				—																		
<p>(9) <u>製造販売業者に対する検査命令（第71条）</u></p>	—																					
<p>(10) <u>製造販売業者に対する製造管理若しくは品質管理に係る業務を行う体制又は製造販売後安全管理の方法の改善命令等（第72条第1項、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(11) <u>製造販売業者又は輸出用製造業者に対する製造管理又は品質管理の方法の改善命令等（第72条第2項、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(12) <u>製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(13) <u>製造販売業又は製造業の管理者等の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(14) <u>製造販売業の許可の取消し等（第75条第1項、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(15) <u>製造業の登録の取消し等（第75条の2第1項、第81条、政令第80条第3項）</u></p>	—																					
<p>(16) <u>製造販売業又は製造業の許可等の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）</u></p>	—																					

(17) <u>回収の報告の受理（第68条の11、第81条、政令第80条第3項）</u>				—																
(18) <u>製造販売業の許可証の書換え交付（第81条、政令第37条の2第1項、第80条第3項）</u>					—															
(19) <u>製造販売業の許可証の再交付（第81条、政令第37条の3第1項、第80条第3項）</u>					—															
(20) <u>製造販売業の許可証の返納の受理（第81条、政令第37条の3第4項、第37条の4第1項、第80条第3項）</u>					—															
(21) <u>製造販売業の許可台帳の備付け（第81条、政令第37条の5第1項、第80条第3項）</u>					—															
(22) <u>製造業の登録証の書換え交付（第81条、政令第37条の9第1項、第80条第3項）</u>					—															
(23) <u>製造業の登録証の再交付（第81条、政令第37条の10第1項、第80条第3項）</u>					—															
(24) <u>製造業の登録証の返納の受理（第81条、政令第37条の10第4項、第37条の11第1項、第80条第3項）</u>					—															
(25) <u>製造業の登録台帳の備付け（第81条、政令第37条の12第1項、第80条第3項）</u>					—															
(26) <u>検定に係る試験品の送付等（政令第59条）</u>					—															
9 <u>再生医療等製品の製造販売業に関すること。</u>																				
(1) <u>許可（第23条の20第1項、第81条、政令第43条の3第1項、第80条第4項、省令第137条の2第3項）</u>					—															
(2) <u>許可の更新（第23条の20第2項、第81条、政令第43条の3第1項、第80条第4項）</u>					—															





(1) 許可（第40条の2第1項、第81条、政令第37条の8第1項、第55条、第80条第3項）					(1) 許可（第40条の2第1項、第81条、政令第11条第1項、第55条、第80条第2項、省令第180条第3項）				
(2) 許可の更新（第40条の2第3項、第81条、政令第37条の8第1項、第55条、第80条第3項）					(2) 許可の更新（第40条の2第3項、第81条、政令第11条第1項、第55条、第80条第2項）				
(3) 修理区分の変更又は追加の許可（第40条の2第5項、第81条、政令第80条第3項）					(3) 修理区分の変更又は追加の許可（第40条の2第5項、第81条、政令第80条第2項）				
(4) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第23条の2の16第2項、第40条の3、第81条、政令第80条第3項）					(4) 廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第2項、第40条の3、第81条、政令第80条第2項、省令第16条第4項、第195条第3項）				
(5)・(6) 省略					(5)・(6) 省略				
(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第3項）					(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第2項）				
(8) 医療機器修理責任技術者の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第3項）					(8) 責任技術者の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第2項）				
(9) 許可の取消し等（第75条第1項、第81条、政令第80条第3項）					(9) 許可の取消し等（第75条第1項、第81条、政令第80条第2項）				
(10) 処分に係る通知（第75条第2項）					(10) 処分の具申（第75条第2項）				
(11) 省略					(11) 省略				
(12) 許可証の書換え交付（第81条、政令第37条の9第1項、第55条、第80条第3項）					(12) 許可証の書換え交付（第81条、政令第12条第1項、第55条、第80条第2項）				
(13) 許可証の再交付（第81条、政令第37条の10第1項、第55条、第80条第3項）					(13) 許可証の再交付（第81条、政令第13条第1項、第55条、第80条第2項）				
(14) 許可証の返納の受理（第81条、政令第37条の10第4項、第37条の11第1項、第55条、第80条第3項）					(14) 許可証の返納の受理（第81条、政令第13条第4項、第14条第1項、第55条、第80条第2項）				
(15) 許可台帳の備付け（第81条、政令第37条の12第1項、第55条、第80条第3項）					(15) 許可台帳の備付け（第81条、政令第15条第1項、第55条、第80条第2項）				
12 省略					8 省略				

2～23 省略							
------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～25 省略					
	26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 進達に関すること。  (1) 医薬品等の製造販売業の許可申請（第12条第1項、第21条第1項、第23条の2第1項、第23条の2の21第1項、第23条の20第1項、第23条の41第1項）  (2) 医薬品等の製造販売業の許可更新申請（第12条第2項、第21条第1項、第23条の2第2項、第23条の2の21第1項、第23条の20第2項、第23条の41第1項）  (3) 医薬品等の製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第19条第1項、第21条第1項、第23条の2の16第1項、第23条の2の21第1項、第23条の36第1項、第23条の41第1項）  (4) 医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第5条第2項、第37条の2第2項、第43条の4第2項）  (5) 医薬品等の製造販売業の許可証の再交付（政令第6条第2項、第37条の3第2項、第43条の5第2項）  (6) 医薬品等の製造販売業の許可証の返納（政令第6条第4項、第7条第1項、第37条の3第4項、第37条の4第1項、第43条の5第4項、第43条の6第1項）				

2～23 省略							
------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～25 省略					
	26 薬事法	1 進達に関すること。  (1) 医薬品等の製造販売業の許可申請（第12条第1項、第21条第1項、第23条の2第1項、第23条の2の21第1項、第23条の20第1項、第23条の41第1項）  (2) 医薬品等の製造販売業の許可更新申請（第12条第2項、第21条第1項、第23条の2第2項、第23条の2の21第1項、第23条の20第2項、第23条の41第1項）  (3) 医薬品等の製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第19条第1項、第21条第1項、第23条の2の16第1項、第23条の2の21第1項、第23条の36第1項、第23条の41第1項）  (4) 医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付（薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第5条第2項、第37条の2第2項、第43条の4第2項）  (5) 医薬品等の製造販売業の許可証の再交付（政令第6条第2項、第37条の3第2項、第43条の5第2項）  (6) 医薬品等の製造販売業の許可証の返納（政令第6条第4項、第7条第1項、第37条の3第4項、第37条の4第1項、第43条の5第4項、第43条の6第1項）				

<p>(7) 医薬品等の製造業の許可 又は登録の申請（第13条第 1項、第21条第2項、第23 条の2の3第1項、第23条 の2の21第2項、第23条の 22第1項、第23条の41第2 項）</p>				<p>(7) 医薬品等の製造業の許可 申請_____（第13条第 1項、第21条第2項_____）</p>			
<p>(8) 医薬品等の製造業の許可 又は登録の更新申請（第13 条第3項、第21条第2項、 第23条の2の3第3項、第 23条の2の21第2項、第23 条の22第3項、第23条の41 第2項）</p>				<p>(8) 医薬品等の製造業の許可 更新申請_____（第13 条第3項、第21条第2項_____ _____）</p>			
<p>(9) 医薬品等の製造業の許可 区分の変更又は追加の許可 （第13条第6項、第21条第 2項、第23条の22第6項、 第23条の41第2項）</p>							
<p>(10) 医薬品等の製造業の廃 止、休止及び再開並びに変 更の届出（第19条第2項、 第21条第2項、第23条の2 の16第2項、第23条の2の 21第2項、第23条の36第2 項、第23条の41第2項）</p>				<p>(9) 医薬品等の製造業の廃 止、休止及び再開並びに変 更の届出（第19条第2項、 第21条第2項_____）</p>			
<p>(11) 医薬品等の製造業の許可 証又は登録証の書換え交付 （政令第12条第2項、第37 条の9第2項、第43条の11 第2項）</p>				<p>(10) 医薬品等の製造業の許可 証_____の書換え交付 （政令第12条第2項_____）</p>			
<p>(12) 医薬品等の製造業の許可 証又は登録証の再交付（政 令第13条第2項、第37条の 10第2項、第43条の12第2 項）</p>				<p>(11) 医薬品等の製造業の許可 証_____の再交付（政 令第13条第2項_____）</p>			
<p>(13) 医薬品等の製造業の許可 証又は登録証の返納（政令 第13条第4項、第14条第1 項、第37条の10第4項、第 37条の11第1項、第43条の 12第4項、第43条の13）</p>				<p>(12) 医薬品等の製造業の許可 証_____の返納（政令 第13条第4項、第14条第1 項_____）</p>			
<p>(14) 外国特例承認取得者の選 任製造販売業者の変更の届 出（第19条の3、第21条第 3項、第23条の2の18、第 23条の2の21第3項、第23 条の38、第23条の41第3 項）</p>				<p>(13) 外国特例承認取得者の選 任製造販売業者の変更の届 出（第19条の3、第21条第 3項_____）</p>			

(15) 再生医療等製品又は生物由来製品の製造管理者の設置の承認申請（第21条第2項、第23条の2の21第2項、第23条の34第3項、第23条の41第2項、第68条の16第1項）						(14) _____生物由来製品の製造管理者の設置の承認申請（第21条第2項、第68条の2第1項 _____）					
(16) 医療機器修理業の許可証の書換え交付（政令第37条の9第2項、第55条）						(15) 医療機器修理業の許可証の書換え交付（政令第12条第2項 _____、第55条）					
(17) 医療機器修理業の許可証の再交付（政令第37条の10第2項、第55条）						(16) 医療機器修理業の許可証の再交付（政令第13条第2項 _____、第55条）					
(18) 医療機器修理業の許可証の返納（政令第37条の10第4項、第37条の11第1項、第55条）						(17) 医療機器修理業の許可証の返納（政令第13条第4項、第14条第1項 _____、第55条）					
(19) 医療機器修理業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第23条の2の16第2項、第23条の2の21第2項、第40条の3）						(18) 医療機器修理業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第19条第2項、第21条第2項 _____、第40条の3）					
2・3 省略						2・3 省略					
4 卸売販売業に関すること。						4 卸売販売業に関すること。					
(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略					
(3) 医薬品営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第35条第3項ただし書）						(3) 営業所管理者 _____の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第35条第3項ただし書）					
(4) 省略						(4) 省略					
(5) 医薬品営業所管理者の変更命令（第73条）						(5) 営業所管理者 _____の変更命令（第73条）					
5 動物用医薬品特例店舗販売業者に関すること。						5 動物用医薬品特例店舗販売業者に関すること。					
(1) 許可（第24条第1項、第83条の2の3第1項、政令第44条）						(1) 許可（第24条第1項、第83条の2の2第1項、政令第44条）					
(2) 省略						(2) 省略					
(3) 特例販売品目の指定（第83条の2の3第1項）						(3) 特例販売品目の指定（第83条の2の2第1項）					
(4)・(5) 省略						(4)・(5) 省略					
6 省略						6 省略					
7 高度管理医療機器の販売業又は貸与業に関すること。						7 高度管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。					
(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略					
(3) 高度管理医療機器等営業所管理者の営業所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第39条の2第2項ただし書）											



企 画 課	1～8 省略				
	9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	省略			
	10～18 省略				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
産 業 振 興 課	1～12 省略				
	13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	省略			
	14～19 省略				

備考 省略

企 画 課	1～8 省略				
	9 薬事法 _____の施行に関する事務	省略			
	10～18 省略				

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
産 業 振 興 課	1～12 省略				
	13 薬事法 _____の施行に関する事務	省略			
	14～19 省略				

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。</u></p> <p>(11)～(91) 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。</u></p> <p>(17)の2～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 薬事法 _____第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。</p> <p>(11)～(91) 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 薬事法 _____第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。</p> <p>(17)の2～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
政治結社大日本国命会	高 戸 国 広	渡 部 善 朗	松山市東方町甲379	平成26年10月1日	
くらし・平和・安全をまもる県民の会	川 原 光 明	小 倉 誠 一 郎	松山市天山三丁目14 - 27	平成26年10月8日	
一人でも多くの人を笑顔に笑顔でつくる松山市民の会	竹 村 宗 範	光 田 邦 夫	松山市天山一丁目10 - 25	平成26年10月27日	
二宮美日後援会	二 宮 美 日	二 宮 維	北宇和郡鬼北町大字小松1392	平成26年10月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党小田支部	主たる事務所の所在地	喜多郡内子町南山1220	喜多郡内子町小田262	平成26年10月1日	政党の支部
	代 表 者	林 博	一 柳 清 志		
	会 計 責 任 者	西 岡 正	泉 浩 壽		
きくち伸英後援会	代 表 者	鶴 居 秀 夫	村 上 勝 彦	平成26年10月1日	
西岡新後援会	代 表 者	長 島 清 志	仲 井 祥 泰	平成26年10月2日	
近藤良二と新居浜の未来を考える会	政 治 団 体 の 名 称	近藤良二と新居浜の未来を考える会	近藤良二後援会	平成26年10月3日	
	会 計 責 任 者	近 藤 絵 璃 奈	近 藤 喜 美 子		
愛媛維新の会	主たる事務所の所在地	松山市河原町5 - 10	松山市枝松五丁目6 - 48	平成26年10月15日	
未来開発研究会	主たる事務所の所在地	松山市河原町5 - 10	松山市枝松五丁目6 - 48	平成26年10月15日	
	会 計 責 任 者	竹 内 弘 子	福 島 耕 二		
自由民主党愛媛県看護連盟支部	会 計 責 任 者	井 上 眞 志	永 江 隆	平成26年10月23日	政党の支部
愛媛県看護連盟	会 計 責 任 者	井 上 眞 志	永 江 隆	平成26年10月23日	
宇野浩後援会	代 表 者	矢 野 元 昭	原 田 静 枝	平成26年10月29日	
	会 計 責 任 者	森 貞 裕	矢 野 元 昭		

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤岡盛寿後援会	古賀洋俊	平成25年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
二宮美日	愛媛県議会議員	二宮美日後援会	北宇和郡鬼北町大字小松1392	二宮美日	平成26年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
省略			省略		
<u>西予市立西予市民病院</u>	<u>西予市宇和町永長147 - 1</u>	省略	<u>西予市立宇和病院</u>	<u>西予市宇和町卯之町一丁目246 - 1</u>	省略
省略			省略		
2 ~ 5 省略			2 ~ 5 省略		